

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、健康増進事業における特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山陽小野田市長

## 公表日

令和6年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康増進法に基づき、市民の健康増進事業の推進のため、各種健(検)診に係る事務を行う。</li><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>①各種健(検)診対象者の把握に関する事務</li><li>②各種健(検)診の実施、結果の通知に関する事務</li><li>③各種健(検)診結果の記録、管理に関する事務</li><li>④各種健(検)診の事後指導に関する事務</li></ol>
③システムの名称	健康診断管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の111の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・139の項 (情報照会の根拠) ・139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山陽小野田市 福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山陽小野田市 総務部 総務課 総務法制係(電話)0836-82-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山陽小野田市 福祉部 健康増進課 (電話)0836-71-1814
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
		<選択肢>

<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p><b>8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない</b></p>		
<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策                      ] <p>&lt;選択肢&gt;</p> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	委託先との契約書において、次の内容を義務付けている。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うこと。 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外収集・利用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写・複製の禁止 ・適正管理

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の76の項	番号法第9条第1項別表の111の項	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行)に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・102の2の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・139の項 (情報照会の根拠) ・139の項	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行)に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	法制係	総務法制係	事後	市機構改革に伴う修正
令和6年10月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【 】委託しない	事後	集団検診事務の委託
令和6年10月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	集団検診事務の委託
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	様式の変更に伴う新設	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	様式の変更に伴う新設	十分である	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	様式の変更に伴う新設	委託先との契約書において、次の内容を義務付けている。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うこと。 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外収集・利用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写・複製の禁止 ・適正管理 ・資料等の返還等 ・事故の場合の措置 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	—